

売買契約における物の瑕疵から品質に関する契約不適合へ (1) —法制審部会の議論をたどる—

田畑 嘉洋

- I. はじめに
- II. 部会における議論 (以上本号)
- III. 議論の考察
- IV. まとめと展望

I. はじめに¹

現行民法 562 条 1 項は「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは……」と定めている。本条は、2017 年改正前民法における旧 570 条を改めたものであるところ、旧 570 条は「売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは……」と定めていた。すなわち、現行法では、旧法における瑕疵担保責任がいわゆる契約責任説の立場から改正されている²と同時に、旧法で用いられていた「瑕疵」という文言も改められている。物の売買は社会で日々無数に行われており、その態様としても企業間、企業 - 消費者間で行われるものだけではなく、近時、消費者間で行われるものも増えているが、そもそも、その都度の契約の当事者にとって、具体的にどのような品質がその契約の内容に適合したそれであるか—あるいは、それがどのように判断されるか—が十分に明らかといえるであろうか。本稿は、「品質……に関して契約の内容に適合しない」という文言への変更をめぐる、法制審議会民法（債権関係）部会における議論の経過を跡づけることにより、現行法における「品質に関する契約不適合」という概念の解釈の一助を得ようとするものである。言い換えれば、およそ旧法において物の瑕疵として処理されていた事案であれば、品質に関する契約不適合として処理されることに問題はないのかという視点³からこの概念にアプローチするための一つの端緒として、部会での議論の経過に考察が加

¹ 本稿で引用されている部会資料及び議事録は、法務省の以下のウェブサイトから入手できる PDF 版である。 https://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html

² 部会資料 75A・9, 12 頁。

³ このことは、一方では、品質という概念で把握されるものの範囲、他方では、改正前の判例（最判平成 22.6.1 民集 64.4.953）のいう「当事者間において予定されていた」という文言の解釈に関わってくるであろう。重要なのは、とりわけ、目的物の品質等の契約不適合に対しては買主の追完請求権（562 条 1 項）及び債務不履行による損害賠償請求権（564 条）が認められることである。

えられる。

最初に、旧法における瑕疵の概念について、いくつかの体系書の記述を確認しておこう⁴。まず、実務に強い影響を与えてきたとも評される我妻榮によれば「瑕疵があるとは、賣買の目的物に物質的な缺點がある場合である。缺點と認めるべきかどうかは、(i)一般には、その種類のものとして通常有すべき品質・性能を標準として判断すべきである。然し、(ii)賣主が、見本により、または廣告をして、目的物が特殊の品質・性能を有することを示したときは、その特殊の標準によってこれを定むべきである」⁵とされる。星野英一も同様に「瑕疵とは、物質的な不完全さをいうが、その基準は、①第一に、その種類のものとして通常有すべき品質・性能を欠くか否かであり、②第二に、売主が予め見本を買主に示した場合や、廣告により目的物につき特別の性能を示した場合には、見本や保証したところに合するか否かである」⁶と述べる。あるいは、内田貴は「瑕疵とは、目的物に何らかの欠陥があることであるが、何が欠陥かは、当該目的物が通常備えるべき品質・性能が基準になるほか、契約の趣旨によって決まる。つまり、契約当事者がどのような品質・性能を予定しているかが重要な基準を提供することになる。……このように当事者の合意を重視する考え方を主観説といい、当該目的物の客観的な品質・性能基準で判断する客観説と対比されるが、主観説が妥当である」⁷とし、加藤雅信⁸も「「瑕疵」とは、目的物に欠陥があることをいう。その種のものとして通常有すべき品質、性能を有していないこと（客観的瑕疵）がこれにあたることは問題がないが、見本売買の場合や廣告があった場合に、見本や廣告に合致しないこと（主観的瑕疵）も瑕疵とされる」⁹としており、両者ともに主観（的）／客観（的）という文言を用いている。これに対して、大村敦志は端的に「「瑕疵」とは「きず」のことであるが、単に物理的なきずに限らない。広く契約によって約束された性質を目的物が欠いていること（契約適合性の欠如）を指すというべきだろう」¹⁰とする。

さて、次節においてその議論の経過をたどっていく「法制審議会民法（債権関係）部会」は、法制審議会第 160 回会議において、法務大臣の諮問（第 88 号）を受けて設置された。この諮問は、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」というものであった。この「民法の分かりやすさ」について、後述の考察にも関わるが、第 1 回会議において次のような発言がされている。すなわち、「消費者相談の……相談員は法学専門ではないものですから、弁護士とか学者の方の講演を聞いたときに、条文にない解釈

⁴ 拙稿「改正民法における売買物の客観的瑕疵の位置づけ」アドミニストレーション 26・1（2019）52 頁以下における諸見解も参照。

⁵ 我妻榮『債権各論 中巻一（民法講義 V₂）』（岩波書店、1957）272 頁。

⁶ 星野英一『民法概論 IV（契約）』（良書普及会、1986）132 頁。

⁷ 内田貴『民法 II 第 3 版 債権各論』（東京大学出版会、2011）134-135 頁。

⁸ 加藤は民法改正研究会の代表者である。同研究会による「民法改正 国民・法曹・学会有志案」では、旧法と同様の「売買の目的物に隠れた瑕疵がある場合には……」（修正案原案 499 条 1 項）という表現が用いられている（加藤雅信『迫りつつある債権法改正』（信山社、2015）595 頁）。

⁹ 加藤雅信『新民法大系 IV 契約法』（有斐閣、2008）216 頁。

¹⁰ 大村敦志『基本民法 II 債権各論（第 2 版）』（有斐閣、2005）48 頁。

というものが、お話をなさっている方にとっては当たり前のことで、判例であったり、多数説であったりということでお話になるのですが、……どうしてこの条文がこういうふうに解釈されるのとか、この条文はどこにあるのというので常に疑問に思う……。……そういう意味では、是非、相談員はもちろんのこと、国民にとっても分かりやすい民法になってほしい¹¹というものである。また、本稿でも扱っている文言の変更という点について、「〔筆者注（以下同様）：「重大な契約不履行」という文言を引き合いにして〕弁護士の方から見ますと、実態を変えないということであれば、110年続いたワーディングをあえてここで何で変えるのか、そういう不満といえますか、危惧も出ておる」¹²という発言もされている。

以下では、IIにおいて部会における議論の経過をたどった上で、IIIにおいて、その内容に考察を加えるとともに、瑕疵と品質に関する契約不適合の異同という冒頭で掲げた問題の若干の検討も行う。

II. 部会における議論

本節では、第1から第3の各ステージ、全99回の会議において行われた議論のうち、売買契約における物の瑕疵ないし品質の契約不適合の概念に関わる部分を通観する（いささか冗長すぎるきらいもあるが、便宜上、部会資料の関連部分も含めて引用している）。次節でも述べるように、議論の一つの特徴として、学者委員／幹事とそれ以外の者との間に存在する「民法の分かりやすさ」についての視座の違いを指摘することができるだろう。

(1) 第1ステージ（論点整理）

① 第14回会議(平成22年9月7日)

【部会資料15-2】

第2 売買－売買の効力（担保責任）

2 物の瑕疵に関する担保責任（民法第570条）

(2) 「瑕疵」の意義（定義規定の要否）

民法第570条の「瑕疵」という文言については、定義規定がないため、その具体的な意味を理解しづらいという指摘がされている。

そこで、「瑕疵」の意味について主観的瑕疵（当該契約において予定された性質を欠いていること）と客観的瑕疵（その種類の物として通常有すべき品質・性能を欠いていること）の双方を含むという見解が有力であることを踏まえて、その定義を条文上明らかにすべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

（補足説明）

¹¹ 議事録13頁・岡田委員発言。この発言を受けて中田委員は次のように発言している：「今、岡田委員がおっしゃったとおりだと思います。これをやはり是正することが必要だと思います。我々を含めて法律家にとっては分かるではないかということかもしれないのですけれども、法律家以外の人にとって分かりにくいというのは、何とかしないといけないと思っております」（同14頁）。

¹² 岡(正)委員発言、議事録10頁。

民法第570条の「瑕疵」という用語は、日常的に用いられているものではないため、民法上の基本的な概念でありながら、その文言のみからはその意味を理解しづらいという問題点が指摘されている。

「瑕疵」の意味については、従来から、当該契約において予定されていた品質・性能を欠いていることとする主観的瑕疵概念と、当該種類の物として通常有すべき品質・性能を欠いていることとする客観的瑕疵概念があるとされているが、現在の多くの学説は、「瑕疵」には主観的瑕疵概念と客観的瑕疵概念の双方が含まれるとしており、裁判例も同様の判断をする傾向にあるとの指摘もされている。また、主観的瑕疵概念と客観的瑕疵概念の関係については、原則として主観的瑕疵の有無を検討し、当事者の合意内容が明確でない場合には、副次的に客観的瑕疵を考慮すべきとの考え方がある。

そこで、「瑕疵」について、これらの学説・裁判例の理解を踏まえた定義規定を設けるべきであるという考え方があるが、どのように考えるか。

なお、用語の問題として、「瑕疵」という言葉自体の分かりにくさを解消するとともに、主観的瑕疵概念と客観的瑕疵概念を包含するという趣旨を文言上表すため、「契約不適合」という用語に改めるべきであるという考え方も示されている……。

【議事録】

大畑関係官「……(2)では瑕疵という用語の意味について、多くの学説、裁判例が客観的瑕疵概念だけでなく、主観的瑕疵概念をも含めて理解しているとして、これを条文上、明確にすべきという提案を取り上げました。……」(6頁)

山本(敬)幹事「……いわゆる契約責任説に当たるものに基づいて、瑕疵担保責任を債務不履行の一般原則に一元化する方向で改正を行うべきであるという立場を支持したいと思います。

……ここでの核心的な問題は、特定物が持つべき性質について、契約で合意することができるかどうにかです。この問いに対して、特定物が持つべき性質についても、契約で合意できるとすべきであるとする理由はどこにあるかといいますと、まず、特定物が持つべき性質について契約の当事者が実際に合意をしているときには、その合意をそのまま尊重することが私的自治や契約自由の要請ではないかという理由が考えられます。

しかし、これは、必ずしも決定的な理由ではないかもしれません。問題はむしろ、なぜ、そのような事柄について、私的自治や契約自由を認めるべきかというところにあります。

ここでポイントになるのは、……現代の取引社会では、買主が自らの経済活動や生活を合理的に設計できるようにするためには、購入した目的物が意図したとおりの性質を備えていることが不可欠ではないのかということにあります。購入する目的物の性質について合意することができなければ、自らの経済活動や生活を合理的に設計することはできないと思います。……そして、国際的に契約責任説が前提にされるようになってきているのは、正にこのような現代の取引社会の要請に応えるためではないのか。だからこそ、今回の改正に当たっても、契約責任説に当たる考え方を前提とした改正を行うべきだという意見が強く出てきているのだということを、最初に強調しておきたいと思います。」(7-8頁)

潮見幹事「……(2)の瑕疵の定義の部分です。資料の中で、主観的瑕疵と客観的瑕疵という言葉

を使って、このような形で整理がされておりますが、主観的瑕疵とは何ぞやということについては、学説では必ずしも一致してはおりません。主観的瑕疵の意味について、日本の中でニュアンスのある考え方があり、かつ、この定義のもとになったドイツにおける主観的瑕疵、客観的瑕疵のとらえ方の間にも、ある立場をとれば、ニュアンスがあるようなことにもなりかねない。そういうことを指摘した上で、しかし、ここで書かれていることについては、基本的に私は賛成だということを申し上げておきたいと思います。

むしろ、ここで重要なのは何かというと、……売買契約の対象に両当事者がいかなる意味を与えたのかという観点から、瑕疵というものを判断していくべきだ。そして、契約で与えられた意味での対象を売主が買主に対して引き渡すということを約束したのであるから、それに適合しないものを引き渡せば、それは債務不履行であるという理解をすることです。あとは、以前に議論があったと思いますけれども、契約の解釈のルールに従って、対象に与えた意味というものを確定していけば足ります。ついでながら、今年の6月に出された足立区の土壤汚染に関する最高裁判決のスタンスも、このようなアプローチと整合性があるものですから、是非、法務省が問題提起された方向で考えていただければと思います。……」(12頁)

奈須野関係官「瑕疵の定義規定のところですけども、現代の工業製品であるとかソフトウェア、サービスから不具合を完全に排除することは、もはや不可能になってきているわけでありませう。そういう中で客観的な不具合なるものが存在するとしても、商慣行上、それが直ちに瑕疵であるということでメーカーの責任になるわけではありませう。それから、中古品の売買では瑕疵が客観的な要件のみによって定まるわけではなくて、取引当事者がどのような理解をしていたかという取引の際の主観的要件によっても決まるところが大きいわけでありませう。

したがいまして、こういった事情を明確にするために、瑕疵の意義の中には客観的な瑕疵のみならず、例えば商慣行を含む主観な瑕疵、こういったものも含むことができるということで、瑕疵の範囲を合理的に画することが現代社会の要請に適しているのではないかと考えております。」(12-13頁)

山本(敬)幹事「……部会資料を拝見しますと、瑕疵の定義については、「主観的瑕疵と客観的瑕疵の双方を含むという見解」が有力だとされています。これは、確かにそのような読み方ができなくはないものもあるのですが、先ほどの契約責任説を前提にしますと、契約を離れて、客観的にその種類のものとして通常有すべき性質を欠くことを「瑕疵」というのは、説明が付かないのではないかと思います。やはり契約責任説で言う「瑕疵」とは、あくまでも、その契約において予定された性質を欠いていることになるはずだと思います。

ただ、問題は、その契約において予定された性質とは、一体何なのかです。それが明示的に示されていない場合は、……その契約の解釈によって、契約で予定された性質を確定する必要があります。もちろん、契約に全く手掛かりに当たらないものがない場合……には、その種の契約において目的物がどのような性質を有するものと見るかという解釈準則ないしは任意法規に当たることによって、契約の内容を確定ないし補充することになります。しかし、そのようにして確定された性質は、あくまでも「その契約において予定された性質」であって、それを欠いていることが「瑕疵」に当たると説明されることになると思います。つまり、客観的瑕疵という考え方を採っているわけではなくて、……「その契約において予定された性質を欠いていること」が「瑕疵」

であると定義するのが誤解を招かないのではないかと思います。」(13 頁)

岡田委員「私は消費者自体が瑕疵とか、隠れたる瑕疵ということ自体、十分に理解していないということで、今回の議論の中で主観的とか客観的とか、そうきちっと条文の中に入ってくれば、もっと今よりは瑕疵というものに対して認識できるかなと思いますので、もし仕分していただけるのであればという感じです。もっと条文が分かりやすくなれば分けて書いていただくことは必要ではないかも知れません。」(14 頁)

岡委員「……個人が売主の場合と事業者が売主の場合では、瑕疵の判断に差が出るのではないかと。個人が業者に中古車あるいは中古住宅を売る場合の契約の趣旨からいくと、業者のほうがかきちんと調べて買ってくれるはずだということから、瑕疵あるいは債務不履行の概念のバーが事業者が個人に売する場合と違ってくるのではないかと思います。それは契約の趣旨から考えるということにも適合するのではないかと思います。」

……契約不適合という用語について弁護士会はかなり反発といたしますか、反対といたしますか、賛成できないという声が圧倒的に多くございました。

……債務不履行という概念にもう吸収されてしまってよいのではないかと思います。契約不適合という言葉は瑕疵から離れて、契約で定めた債務を履行しているかどうかということに限りなく近くになっているとすれば、債務を履行しているか、債務不履行かどうか、そういう概念でいいのではないかという声が一部にございまして、私個人もそのような思いを今、強く持っています。……」(15 頁)

中田委員「……基本的には私もこれを債務不履行の一種と見る理解でおります。その上で、物の瑕疵について特別のルールを置くというのは、多分、今回の立法提案としては、特則というよりも具体的な基準を明らかにするというところにウエートがあるのかなと私は理解しています。」

……結局は瑕疵についても契約の解釈に委ねられるのだからというのも、そうかなとも思うのですが、ただ、やはりそこで物の瑕疵というものを切り出しているわけですから、純粹に一般的な契約の解釈というよりも、もう少し客観的なものも入るのではないかと思います。その点はちょっと山本敬三幹事とはニュアンスが違うかもしれません。する作業は同じようなことかもしれませんが、例えば契約の趣旨とか性質というものをもう少し一般的に見る。……ということで、一般的には債務不履行の中で物の瑕疵について分かりやすくするための規定なのだけれども、やはり、そこにはそれなりの客観的な基準も入ってくるということかなと思います。……」(16 頁)

内田委員「……瑕疵というのは、結局は債務不履行であるという御理解を岡委員は持たれているように思うのですが、弁護士会の中には契約不適合という概念に対しては非常に反発が強いとの御紹介がありました。契約不適合というのは契約から生ずる債務にうまく適合していない、適合した品質ではないということですから、債務不履行と全く同じことを言っているように私には思えるのですが、どうして契約不適合という言い方に反発が強いのか、教えていただければと思います。」(17 頁)

岡委員「一言で言うと耳慣れない新しい言葉ということで、どういう解釈になるのか不安であることが第一と思います。また契約の意思解釈で全部決まってしまうのではないかと不安もあると思います。……」(17 頁)

木村委員「経済界でも、……契約不適合という言葉が、主観的瑕疵概念と客観的瑕疵概念を包含することを表すという趣旨は良いものの、言葉遣いには賛同できないという意見が二点ありました。

一つは、この文言は、契約書に記載されていなければ瑕疵に該当しないという誤解を招くのではないかという意見です。……言葉遣いとして、一般の方たちが誤解する面もあるのではないかと思います。

そして、もう一つは、実務の中では、契約上必ずしも想定されていないようなリスクが顕在化したとき、買主を救済する趣旨で、瑕疵担保責任の考え方を機能させ、解決するというケースがあります。瑕疵という文言を契約不適合と定義付けてしまうと、このような解決は許されないということになってしまう懸念がないわけではない、要するに運用上の懸念がないわけではないので、言葉遣いは慎重に検討していただきたいというものでした。」(18 頁)

能見委員「……瑕疵という概念についても、これを完全に債務不履行概念に統一するのではなくて、中間的な概念というんですか、具体化した概念とでもいうのか、そういうものを売買のところに規定するのがよいのではないかと思います。もっとも、現在の瑕疵概念は少し狭過ぎると思いますので、契約不適合というような概念が設けられることには意味があるであろうと思います。

現在の瑕疵概念が狭いといいますのは、先ほど売買目的物の傷みたいなもの……が典型的な不適合であり、瑕疵なんですけれども、……契約によって当事者が合意した、あるいは予定した用途などにとってふさわしく^{〔ママ〕}品質を持っていないというようなときに、それも瑕疵であると言えなくはありませんが、そして現在はこれを瑕疵に含めようとしていますけれども、そういうのは傷というのとはちょっと違って、やはり契約で当事者が合意したのにふさわしい品質を備えていないという意味での契約不適合という言葉で中間的な概念として設けるという考え方があるのではないかと思います。

そういう意味で、瑕疵の定義のところで瑕疵という言葉を持続するかどうかということが問題提起として出ておりますけれども、私は不適合という言葉は……債務不履行と同じではない、それから瑕疵ともやはり違う。両者の中間に位置する概念を設けることがよいのではないかと思います。」(18 頁)

② 第 23 回会議(平成 23 年 2 月 8 日)

【部会資料 23】

第 3 6 売買－売買の効力（担保責任）

1 物の瑕疵に関する担保責任（民法第 5 7 0 条）

(2) 「瑕疵」の意義（定義規定の要否）

- ① 「瑕疵」の意義については、当該契約において予定されていた性質を欠いているという要素と、その種類の物として通常有すべき品質・性能を欠いているという要素の双方を考慮できるものとする方向で、更に検討してはどうか。その上で、二つの要素の関係に関しては、当該契約において予定された性質を欠いていることが「瑕疵」であり、その種類の物として通常有すべき品質・性能を欠いているという要素は、契約

内容の解釈・確定において考慮されとする考え方について、瑕疵担保責任の法的性質に関する考え方（前記(1)）との適合性や契約実務に与える影響等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

以上の検討の結果として「瑕疵」の定義規定を設けることについては、あえて物の瑕疵について定義規定を設けることの意義や契約実務に与える影響等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【議事録】

山本(敬)幹事「……①で、「当該契約において予定された性質を欠いているという要素」と、「その種類の物として通常有すべき品質・性能を欠いているという要素」の「双方を考慮できるものとする方向」で、更に検討してはどうかとまとめられています。これは、どのような立場でも、この二つの「要素」を考慮できるようにするという点では意見は一致しているという理解を前提にしていると考えられますが、それはやはりそう簡単ではないということを指摘しておきたいと思います。

……契約責任説によりますと、「瑕疵」の意義は、飽くまでも、その契約において予定された性質を欠いていることであって、契約を離れて、客観的にその種類の物として通常有すべき性質を欠いていることを「瑕疵」ということはできません。もちろん、部会資料の①の2文目にありますように、その上で、その種類の物として通常有すべき性質も、契約内容の解釈・確定において考慮されるというのはそのとおりなのですが、その場合も、そのようにして確定された性質は、飽くまでも「その契約において予定された性質」であるという説明をするのが契約責任説の考え方です。……この点は、やはり契約責任説の理解の根幹に関わる部分ですので、そのことがはっきり分かるようにできないものかと思います。少なくとも、この現在のように、この二つの「要素の双方を考慮できるものとする方向」とされますと、契約責任説とは異なる立場が前提にされているかのように、取ろうと思えば取れなくはありませんので、やはり問題が残っているということを指摘しておきたいと思います。」(45-46 頁)

鹿野幹事「……契約責任説の考え方に立ったとしても、そうでないとしても、瑕疵の有無の判断においては、考慮のされ方に違いはあるにせよ、ここに掲げられた二つの要素、つまり通常有すべき品質・性能と契約で予定された品質・性能という二つの要素は考慮され得るのではないかと思います。瑕疵の意義に関する当該文章とその次の文章が、「その上で」という言葉でつないで書いてあるので、分かりにくいと言えれば分かりにくいのですが、第1文で書かれている文章は、契約責任説か法定責任説かという立場を明確にせず、瑕疵の判定において考慮され得る要素を掲げているものと思われます。そして、「その上で」以下の文章で、正に契約責任説の立場におけるこの二つの要素の関係の捉え方を示した上で、そのような考え方の当否について更に検討してはどうかと書かれているのだと思います。つまり、契約責任説によると、いわゆる主観的瑕疵概念が採られ、契約で予定された品質・性能を欠いているか否かが正に瑕疵判定の決め手となるのであって、通常の品質・性能というのは、契約で予定された品質・性能がいかなるものなのかを明らかにする契約の解釈の作業の中で考慮され得る一つの要素にすぎないという関係に立つてくるのだらうと思いますし、「その上で」以下の文章は、そのことを書いているものと思われます。も

し、第1文、つまりこの段落の前段まで契約責任説的な書き方にしてしまうと、最初から契約責任説を採る方向性が前面に打ち出されてその是非を問うような格好になり、この文章の意味合いが違ってくるのではないかと思います。ですから結局、基本的にはこの段落の前段はこのままで、むしろ前段と後段で書かれたこの二つの問題を、より明確に分けて書かれるとよいのではないかと思います。」(47頁)

大村幹事「……「その上で」というところの前と後の関係について、この前の部分の冒頭に出てくる「当該契約において予定されていた性質」というのと、それから「その上で」のところで出てくる「当該契約において予定された性質」という二つの表現が同じなのか整理が必要なのではないか私は思います。最初に出てくるのは、当該契約において当事者が意識的に合意していた性質であると私は理解しました。……」(48頁)

山本(敬)幹事「……鹿野幹事の御理解では、第1文は、契約責任説を採らない立場でも、契約責任説を採る立場でも、共通してこう言えるのではないかとということをもとめたものだという御趣旨だったと思いますが、私が先ほど申し上げたかったのは、第1文は、契約責任説からはこうは言えないということです。つまり、契約責任説からしますと、「当該契約において予定された性質を欠いている」とことが「瑕疵」の意味であって、飽くまでもそれを前提にした上で、「その上で」以下に続いていくものなのですが、ここで第1文を書いてしまうと、契約責任説とは言えない立場がむしろ採用されているのではないかと誤解されてしまうおそれがあるということが指摘したかったことです。……ここは考え方の根幹に関わる部分ですので、このようなまとめ方では問題が残るのではないかとということです。」(48頁)

松本委員「当該契約においてという文言が私は二つの要素の両方に掛かっているというふうに読んでいますけれども、そうであれば正に契約責任説で矛盾しないと思います。……明確な合意はないけれども、当該契約において当然この種のものであれば備えているべきものというふうに考えれば、契約責任説と矛盾しないと思います。当該契約と無関係にその種類のものとして通常有すべきという議論はおよそちょっと無意味だと思います。」(48頁)

③ 第26回会議(平成23年4月12日)

【部会資料26】

第36 売買—売買の効力(担保責任)

(2) 「瑕疵」の意義(定義規定の要否)

- ① 「瑕疵」という文言からはその具体的な意味を理解しづらいため「瑕疵」の定義を条文上明らかにすべきであるという考え方があり、これを支持する意見があった。具体的な定義の内容に関しては、瑕疵担保責任の法的性質(前記(1))を契約責任とする立場から、契約において予定された性質を欠いていることとすることが適切である等の意見があった。これに対し、瑕疵担保責任を契約責任とするならば、債務不履行の一般則のみを規定すれば足り、あえて「物」の瑕疵についてだけ定義規定を設ける意味があるのかという問題提起があったが、債務不履行の具体的な判断基準を確信的に明らかにする意義があるとの意見や、物の瑕疵に関する特則を設ける意義があるとの意見等があった。

また、「瑕疵」を「契約不適合」に置き換えるという考え方……については、なじみの

ない用語であることや取引実務に過度の負担を課すおそれがある等の理由から消極的な意見があったが、他方で、債務不履行の一般原則を売買において具体化した概念として「契約不適合」を評価する意見もあった。

これらを踏まえて、「瑕疵」という用語の適否、定義規定を設けるか否か、設ける場合の具体的内容について、瑕疵担保責任の法的性質の議論……との整合性や取引実務に与える影響、労働契約等に準用された場合における不当な影響の有無等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【議事録】

中井委員「……「瑕疵」の意義」の部分ですが、……前回、相当程度、ここで議論された結果、このような形で集約されているのかと思います。ただ、……その種類のものとして通常有すべき品質、性能を欠いているという要素について、今回の本文の中では全く削除されているわけです。今ある立法提案が契約責任説の立場から、契約において予定されている性質を欠いているとする具体的提案があるので、それに対応する形で記述になっているという理解はするわけですが、それでも、「予定されている性質」の正に「予定された」と書かれていること自体から、単純に合意された性質というところよりは、一定、客観性を持たせた言葉が使われているのかと思うわけです。

……当事者が合意していない場合は、具体的状況の中において、その契約の趣旨や目的に照らして、その種類のものとして通常有する品質や性能があるべきところ、それを欠いている状態という理解があるのではないかと。先般の最高裁の土壤汚染に関する判例を見ましても、契約当時における化学物質に対するリスクについての一般的理解が前提となって、瑕疵の判断がなされているのではないかとと思うわけです。

とすれば、「契約において予定された性質」という、この「予定された」という言葉の中に、単に当事者が合意した性質だけではなくて、そのような客観的な要素が組み込まれ、従来のその種類のものとして通常有すべき品質、性能を欠いているという要素が一つの判断材料になっているということを記載するほうが、実態に即しているのではないかと。……」(9頁)¹³

潮見幹事「私はこの原案のとおりでいいと思います。……先ほど中井委員がおっしゃられた最高裁の判決については、むしろ、原案のような形で置いておかれたほうが説明もつきやすいのではないかとと思うところもあります。」(10頁)

中井委員「……一般的な理解が最初に記載されて、それに対する具体的な立法提案として記載されるという流れがあっていいと。そうではなくて、この立法提案から始まるとしても、……「契約において予定された性質」という、この「予定された」中に、そういう要素が考慮されているんだということの記載があったほうがいいのではないかと……。……弁護士会の関係委員会から複

¹³ この発言の内容とも関連するが、同委員は第1回会議において次のような発言もしている：「日本における通常の売買契約を考えても、極めて簡潔で……抽象的です。……何を申し上げたいかといいますと、一定定型的に合意すれば、あとは民法が補充してくれて適切に解決してくれるという感覚があるのに対して、例えば「基本方針」を見た場合、当事者の合意を尊重することとされています。そうしますと、当事者間に力関係や情報力に格差があった場合にも合意が尊重されるという方向性を強く打ち出したときの危惧感があります」(議事録24頁)。

数、本来的な通常有すべき性質、品質を欠いているという文言について、本文に残しておくべきではないかという意見があった……」(10 頁)

内田委員「……瑕疵の定義に関しては、中井委員が御指摘されました通常有すべき品質、性質を欠いているという表現が前回の資料には出ていて、それについて非常に強い異論が出されたために、全てそれを削除したという経緯があります。……」(11 頁)

道垣内幹事「……契約において予定されていた性質というものを判断するときには、決して明示に合意された性質というだけではなくて、やはり、当該物が通常有している性質というものを当該契約の目的との関係で考えながら、合意内容といいますか、予定された性質というのを確定していくわけです……。

……「予定された性質」とは、必ずしも当事者が明示に合意をしたもののみを指しているわけではないということが明らかになるという形での修整のほうが妥当なのではないか。他の領域でも、債務不履行に関してもそうですけれども、「合意された内容」などと申しますと、契約で明示に規定してあることだけを指すのだといった一定の誤解もある……。」(12 頁)

潮見幹事「……主観的瑕疵、客観的瑕疵という捉え方としては、……一方において瑕疵というものを判断するとき、当該契約に基づいてどのような性質のものが約定されているのか、あるいは契約の内容になっているのかという観点から捉えていくもの、これが主観的瑕疵と言われている考え方であろうと思います。他方、客観的瑕疵と言われているのは、そうした契約というものを離れてといいますか、契約を観念せずに、当該対象物それ自体を出発点として、それで、その物についての性質というものはどのようなものであって、それに対してそれが欠けていれば、それは瑕疵だというような形で判断をしていくというものでして、この対立軸の中で、主観的瑕疵と客観的瑕疵というものが考えられていたのではなかろうかと思います。

その場合、今、申し上げた整理でいうところの瑕疵の捉え方として、契約責任という観点から瑕疵を捉えたならば、主観的瑕疵という観点に進んでいくということはあるけれども、客観的瑕疵という方向に瑕疵の概念が進むというのはあり得ない。

他方、……瑕疵を考えると物の客観的な性質を考慮に入れることができるのか、それとも、いわゆる当事者の内面的な意思、まさに主観を考慮に入れて考えていくべきであって、そのようなものの物理的・客観的な性状などということについては考える必要はないと捉えていくのかという観点から、主観的瑕疵、客観的瑕疵という言葉も使い得るのです。……

後者のような捉え方をすると、契約責任説からいっても主観的瑕疵もあり、客観的瑕疵もあり、法定責任説からいって主観的瑕疵、客観的瑕疵というのもまたあるわけです。

こうしたことを考えていきますと、もし仮に瑕疵担保責任の法的性質を契約責任とする立場から本文の表現を残すならば、前者の意味での主観的瑕疵、客観的瑕疵概念に依拠して、契約において予定された性質を欠いていることとすることが適切であると結ぶほうが誤解がなく、その上で、後者の意味での主観的瑕疵、客観的瑕疵については、契約において予定された性質とはどのように決まっていくのかという観点を基礎に据えた上で、これは長くなるでしょうから、説明のほうに落とし込んだほうがいいのではないかと思います。……

なお、瑕疵担保責任の法的性質を契約責任とする立場からという表現を仮に除いた場合には、契約において予定された性質を欠いていることということが一体、何を含意して、どういう観点

からこれを捉えているのかということがかえって曖昧になるのではないかという感じがいたしました。……」(12-13 頁)

④ 中間的な論点整理

【民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理】

第39 売買－売買の効力（担保責任）

1 物の瑕疵に関する担保責任（民法第570条）

(2) 「瑕疵」の意義（定義規定の要否）

ア 「瑕疵」という文言からはその具体的な意味を理解しづらいため「瑕疵」の定義を条文上明らかにすべきであるという考え方があり、これを支持する意見があった。具体的な定義の内容に関しては、瑕疵担保責任の法的性質……を契約責任とする立場から、契約において予定された性質を欠いていることとすることが適切である等の意見があった。これに対し、瑕疵担保責任を契約責任とするならば、債務不履行の一般則のみを規定すれば足り、あえて「物」の瑕疵についてだけ定義規定を設ける意味があるのかという問題提起があったが、債務不履行の具体的な判断基準を確認的に明らかにする意義があるとの意見や、物の瑕疵に関する特則を設ける意義があるとの意見等があった。

また、「瑕疵」を「契約不適合」に置き換えるという考え方……については、なじみのない用語であることや取引実務に過度の負担を課すおそれがある等の理由から消極的な意見があったが、他方で、債務不履行の一般原則を売買において具体化した概念として「契約不適合」を評価する意見もあった。

これらを踏まえて、「瑕疵」という用語の適否、定義規定を設けるか否か、設ける場合の具体的内容について、瑕疵担保責任の法的性質の議論……との整合性や取引実務に与える影響、労働契約等に準用された場合における不当な影響の有無等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

(2) 第2 ステージ（中間試案に向けての審議）

① 第52回会議(平成24年7月17日)

【部会資料43】

第2 売買－売買の効力（売主の責任）

1 物の瑕疵に関する売主の責任（民法第570条関係）

(1) 売主の瑕疵のない目的物給付義務の明文化

売主は、買主に対し、瑕疵のない目的物を引き渡す義務を負う旨を条文上明記することとしてはどうか。

その「瑕疵」の意義につき、例えば、目的物が「契約において予定されていた／契約の趣旨に照らして備えるべき」品質、数量等に適合していないことをいうなどと定めることとしてはどうか。

瑕疵に関して売主が責任を負うための要件として、「隠れた」という要件は、設けないこととしてはどうか。

(補足説明)

2(1) 売主の基本的義務として瑕疵のない目的物の給付義務を明文化する際には、その義務内容をより明確化する観点から、そこにいう「瑕疵」の意義を条文上明らかにすることの要否が検討課題となる。

(2) 民法第570条は「瑕疵」という言葉を定義なしに用いている。この言葉は、法律専門家でない者にとってなじみの薄い言葉である上、裁判実務において、物理的な欠陥のみならず、いわゆる環境的・心理的瑕疵も「瑕疵」に含める解釈がされるなど、現行の実務における「瑕疵」の用語法は、国民一般から見て分かりにくいことは否定し難い。そうすると、法律用語としては定着していると言われる「瑕疵」という用語を仮に条文上維持する場合でも、これまでの「瑕疵」についての解釈の蓄積を踏まえ、その意味内容を可能な限り明らかにする方途を講じることが望ましいと考えられる。

(3) 目的物に「瑕疵」があるか否かの判断は、より具体的には、目的物が本来備えるべき性状等を確定した上で、その「備えるべき性状等」との対比において、実際の目的物が当該「備えるべき性状等」を有しているかどうかの評価であると考えられる。したがって、瑕疵の意義を条文上明記するのに際しては、「備えるべき性状等」を確定する際に何を基準に求めるかを整理した上で、それを条文においてどのように表現するかが、検討課題となる。

「備えるべき性状等」をどのように画するかにつき、いわゆる主観的瑕疵概念と客観的瑕疵概念との区別が言われることがある。……もともと、両者を対立的に捉える必要はないように思われる。すなわち、主観的瑕疵概念をとる立場においても、あるべき品質等の確定につき、明示ないし黙示の合意内容を探求することのみに終始することなく、契約を巡る諸事情から認められる契約の趣旨に照らして、目的物が有しているべき品質等を確定するのであって、客観的・規範的考慮が排除されているわけではない。また、客観的瑕疵概念に依拠するとしても、「通常有するべき品質等」を画定する際に、契約をした目的等を一切捨象しているわけではないし、目的物の品質等につき当事者間に合意がある場合にはそれが優先的に考慮されることが考えられる。そうすると、瑕疵の存否は、結局、契約の趣旨を踏まえて目的物が有するべき品質、性状等を確定した上で、引き渡された目的物が当該あるべき品質等に適合しているか否かについての客観的・規範的判断に帰着すると考えられる。

以上を踏まえて、本文の第2パラグラフでは、本文の第1パラグラフで用いられている「瑕疵」という用語の意義を条文上明記することを提案し、明記すべき「瑕疵」の意義につき、上記の考え方を踏まえた表現の一例を提示している。……

【議事録】

大島委員「瑕疵という文言は広く取引一般において定着しており、変更によって実務が混乱することが想定されます。そのため、瑕疵の意義を括弧書きのように、契約において予定されてい

た、あるいは契約の趣旨に照らして備えるべき品質、数量などに適合していないと定めることには反対でございます。このような文言は、瑕疵とされないために、契約書、注文書、仕様書などの取引関係書類に当事者の合意事項、目的物の属性などをきめ細かく記載しなければいけないという誤解を招くおそれがあると考えます。これによって実務負担が大きくなり、専任の法務担当者がいないことの多い中小企業が不利な立場に立たされることを懸念しております。現在、瑕疵という言葉は客観的に「目的物として通常有すべき性質を欠いていること」と定義されることが多いと聞きます。瑕疵の意義は、これを基本とした表現を検討すべきであると考えます。」(7頁)

岡委員「……瑕疵のない目的物を引き渡す義務を負うと、ないものを引き渡す義務を負うということで、ドイツ民法に近いような表現だろうと思いますが、……ウィーン売買条約でありますとか、その他の法令事例では契約の趣旨に適合するものを引き渡さなければならないと、……積極要件で規定しているところも比較法上あるようでございます。実務家の感覚からいくと、前向きな表現のほうが前向き民法でいいのではないかと、わざわざ、ないものを引き渡すというのを選んだ理由といたしますか、……こちらを選んだというような説明を頂ければ納得するかと思います、少し後ろ向きの表現だなという意見がございました。」(8頁)

新井関係官「……取りあえず本文では「瑕疵」という言葉をいかしつつ書くところなるという形で書いているものです。……もともと「瑕疵」という言葉に拘泥するつもりは全然ありません。……「瑕疵のない」という書き方について、特に強いスタンスを打ち出して書いているということではありません。」(8頁)

潮見幹事「岡委員に御質問というか、確認なのですが、前にこの部分の議論をしていたときに、弁護士会は瑕疵という概念を維持する、契約適合性というような言い方をしないでいただきたいというような御発言をされていたように思われるのですが、今回、それとは違うことを提案で考えておられるのかどうか。……」(8頁)

岡委員「弁護士会の意見は動いておりまして、契約の趣旨に適合するという表現に反発は大分少なくなってきました。」(8頁)

村上委員「……一方当事者のみの意思表示によって売買が成立してしまう場合について、ここに提案されているような瑕疵の定義をした場合に、契約の趣旨に照らしてあるべき品質というものを一体どういうふうにして決めることになるのかを、一般の方が理解できるような形で、きちんと説明できるかどうか、考えておく必要があるだろうと思います。特に、売渡し請求の場合、売主とされる者は売りたいとは思っていないわけですので、そのときに、一体、どのように説明すればいいのだろうかということです。……」(8頁)

佐成委員「……経済界内部で議論していたところでは、先ほども出ていましたけれども、必ずしも瑕疵という言葉を持続しなければ困るというような当初の強い意見は大分減ってきているという印象です。……それと、中身についても、即ち、契約適合、不適合という考え方についても、必ずしも反対一辺倒ということではなくて、まだまだ慎重論は非常に強いものの、じっくり実務に影響を与えないように検討してくれないかという感じでございまして、要するに、瑕疵という形で従来から言われていた考え方を絶対に維持しなければ困るとまでは言っていないという状況に来ておるということでございます。……」(9頁)

中井委員「……基本的には当事者間が合意した品質、性能を備えたものを引き渡すべきである

という考え方を採りながら、しかし、当事者間が合意したものかどうか分からない場面、若しくは当事者間で特段の合意をしない場面もたくさんあるので、そのときには、本来、そのものが通常有している品質、性能を備えたものを引き渡すべきことになる。それを満たさないときには、ここでいう瑕疵のある目的物を交付したことになる。

こういう理解については、基本的には弁護士会はほぼ共通していますけれども、主観的な合意を原則的に書くのか、それとも、そのものとして通常有すべきものを第一に書いて、当事者間が合意したときを別途明らかにする形で表現するか、若しくは併せてそういう主観的に合意したものと、客観的な通常有すべきものを並列的に考えていくのか、その辺りについては、意見が分かれた状態です。

いずれにしても、当事者間の合意、主観的な合意若しくは通常有すべき客観的なもので決まるところで、瑕疵の内容が決まったとして、第1段落の書き方として今度は瑕疵のないものを引き渡すと書いたときに、誤解が生じないかという危惧があります。つまり、当事者間が合意した中身によっては、場合によってはある意味で瑕疵のある、機械が壊れているんだけど、壊れたまま交付することだって、当事者間で合意したらできるわけですから、単純に瑕疵のない目的物を引き渡すと書くと、当事者がそういう合意しているにもかかわらず、それを義務違反といって後で非難されるリスクもあるので、この表現の仕方については慎重に考える必要があるだろうと思います。

そういう意味では、……瑕疵の意味内容をそのまま書き下して表現をするというのも一つの方法ではないか、と思います。」(9頁)

山本(敬) 幹事「……「瑕疵」という言葉を維持しますと、どうしても言葉のニュアンスとして傷というイメージがあって、当該契約に関わりのない何かほかの基準から見ると傷がある場合に、ここでいう瑕疵があり、売買契約に基づく何らかの責任が認められるというイメージが生まれる可能性があります。……その意味で、契約に適合した物を引き渡さなければならない、逆に言いますと、契約に適合していなければ、ここでいう効果が生じるという形にすべきだろうと思います。書き方としては、……売主が引き渡す目的物は「契約において予定されていると認められる品質、数量等に適合していなければならない」と定めれば足りるのではないかと思います。

……その物が通常有すべき性質が比較的観念しやすいものと、例えば土地がそうだと思うのですが、そのような通常有すべき性質が観念しにくくて、どのような趣旨で契約が行われたか、どのような対価をもって契約が行われたかということとも不即不離の関係で、その物が有すべき性質が決まるものが非常に多いのではないかと思います。その意味で、通常有すべき性質が瑕疵の基準として書かれていますと、実はうまくいかない場合が多くて、結局、いろいろなものを補って判断することになるのではないかと思います。したがって、書き方としては、……「契約において予定されていると認められる品質等に適合していなければならない」という書き方でよいと思います。」(9-10頁)

中井委員「……契約適合性という言葉について、かつて弁護士会は余り賛成しない意見でした。内容的には弁護士会でもほぼ異論はないというか、中身については理解が得られているとは思いますが、なお、契約適合性という言葉を正面から出すことについては慎重です。その理由については、瑕疵概念の中身についての認識といたしますか、……契約の趣旨若しくは合意の内容

を強調することに対する危惧があるわけです。……

つまり、契約、合意を尊重していくことによって、不適切な合意なりがある場合もある、若しくは合意のないときにどう考えるかといったときに、弁護士会としては行き過ぎたものを制約する、若しくはないものについて適正な効果を与えるためには、社会通念なり取引通念、そういうものによる制約が常にあるのではないかと思うものですから、契約の趣旨のみ、若しくは契約の適合性のみ、つまり、裸の合意の内容にこだわるような表現よりは、もう少し客観的、規範的なもので縛りが掛かるようなものであるべきではないかと、考えております。……そういう制約を含めた考え方を瑕疵概念にも持ち込むべきだと考えている次第です。」(10 頁)

道垣内幹事「……中井委員が、契約で定められていないとおっしゃったのか、分からないとおっしゃったか、私は記憶がありませんが、そのような場合には、通常有すべき品質ということになるだろうというお話ですが、論理的にそうなのだろうかということです。つまり、契約で定められたところが分からない、特段の合意がないという場合には、通常有すべき性質の物を引き渡すというのが当事者の意思であると推定されることによって、瑕疵とは、その物が通常有すべき性質を欠いていることになるのか、それとも、そのような当事者の意思の推定ということを通して、その物が通常有すべき性質を欠いているという瑕疵概念が出てくるのか。この両者は、理論的にはかなり違うことではないかという気がいたします。

……論理的には当事者が例えば何かを売るときには、それこそ社会通念上・取引通念上、通常、こういう物はこういう性質を有しているよね、そういう性質の物を引き渡すのだよね、という合意がなされていると見ることによって、契約適合性の判断がされるのではないかと。合意の解釈が尽きている、合意がないというわけではないのではないかと思います。……瑕疵というものの捉え方の最後の段階では、二つの違いが問題になってくると思います。」(11 頁)

鹿野幹事「……通常有すべき性質ということについてですけれども、確かに、契約で特に明確に定めていないときにおいては、契約の趣旨として、通常の性質を有すべきことが契約で予定されていたと解釈されることも多いでしょうし、通常の性質が契約の解釈過程において大きな意味を持つてくることがあるのだろーと思ひます。……契約締結時の取引観念も、同じく契約の解釈において、契約でどういふものが予定されていたのかということをは明らかにする際の重要な考慮要素となるのだろーと思ひます。

ですから、結局、契約の趣旨内容を基準にした瑕疵概念を採った場合、中井委員がおっしゃったこととそれほど大きな違ひは生じないのではないかと思ひます。……そうはいつても、契約の趣旨とか、契約上予定された品質、数量等とだけ条文に書いた場合には、あたかも契約で書かれたことだけが考慮されるかのような誤解を招くことがあるのかもしれませぬ。そして、契約に明確に書いていない場合にどうなるのかにつき疑問が持たれることがあるのかもしれませぬ。そこで、……場合によっては、契約の趣旨を導くための解釈指針を、条文に少し書き込むというようなことも、考えてよいのではないかと思ひます。……」(11 頁)

中井委員「……従前の議論の中での言い方をするならば、契約の趣旨及び社会通念若しくは取引慣行に基づいてというような表現、二つの並列型を御提案したことがあったかと思ひます。……それについては多くの批判を受けまして、……最終的、究極のよりどころは契約の趣旨である、この点については相当の理解をしているつもりです。その契約の趣旨の中に、今、鹿野幹事がお

っしやられた判断過程というのでしょうか、解釈の過程で取引の実情であるとか、取引の慣行が考慮されるのだということが、どのような形にしたら表現できるのか分かりませんが、それに配慮したような表現ぶりというのを考えていただきたいと思います。……」(11-12 頁)

道垣内幹事「その部分だけ考えると、そのとおりだと思うのですが、一般の契約の解釈において、取引慣行その他が考慮されることは以前から言われてきた事柄であって、そのことを契約の解釈のところに書くのか、それとも、特に取り上げて、ここに書くのかというのは、若干、考える余地があるのではないかと思います。……」(12 頁)

鹿野幹事「……瑕疵の有無については、今までも実は契約の趣旨に照らした判断がなされていたと私は思うのですが、しかし、一部では、瑕疵概念につき通常有すべき性質を欠くことという説明がなされ、あるいは強調されすぎるところがありました。そこで、そうではなく契約の解釈からこれが導かれるのだということを、確認的にここで明らかにするということには意味があるのではないかと思います。」(12 頁)

岡委員「……弁護士会の中では、契約の趣旨が尽きたところで社会通念、あるいは、通常有すべき性状、を持ち出そうというのが大方の意見ではあったんですが、……消費者委員会のほうからはフランス消費法典なんかを見ると、……原則、通常有すべき性状だと、ただし、当事者間で特約があったら別だと、こういう順番を書き換えている法制もありました。また消費者の場合には余り契約の中身を詰めないことも多いので、実態がどの程度変わるのか、よく分かりませんが、通常有すべき性状を前に持ってくる案、それを推す意見がございました。」(12 頁)

山本（敬）幹事「[直前の岡委員の]今の御指摘に関して、……どうお考えなのかというのを確認させていただければと思います。つまり、通常有すべき性質を持つ物を引き渡す義務を負うということが、当事者の合意に関わりのないデフォルトルールとして、あるいは客観法として存在していると理解した上で、当事者の合意がそれと違うときは、それによるという趣旨なのか。それとも、当事者の意思は特別な事情がなければ、想定されているその物が有すべき性質を持ったものとして売る、買うという意味を持っているものと、あるいは、そのような合意をしたものと推定するという言い方がいいかどうか分かりませんが、それが通常である。しかし、特別な事情があって、それと異なる合意が行われていると解釈できるときは、それによるという方向でお考えなのか。どちらなのかによってかなり意味合いが変わるのではないかと思いますので、確認させていただければと思います。」(12-13 頁)

山本（敬）幹事「後者であれば、問題はまだ少ないかもしれません。そして、その場合は、書き方として、おっしゃるような原則・例外の書き方にはならないのではないかと思います。個人的な意見ですが、それも併せて指摘しておきたいと思います。」(13 頁)

潮見幹事「……規定の立て方として見た場合に、先ほども少し議論があったところですが、ここで問題になっているのは、正に契約の内容の確定、ルールが広くは契約の解釈のルールであって、その部分で基本的にまず合意を捉え、合意が尽きたところで、補充的な解釈などをやり、更にそれで駄目なら客観的な何らかの法規によって処理をするような考え方を基本として据えているのであれば、それとは少しスタイルが違うような形の契約適合あるいは瑕疵のルールというものをここで設けるというのは、私は賛成ができません。……」(13 頁)

岡田委員「……瑕疵という言葉自体は消費者に説明するときに、傷というしかなくて、では、

傷って何なのと言われたときに大変苦労します。その意味では、14ページの上を書いてある¹⁴ように解釈できれば、大変有り難いと思います。瑕疵自体は、相談員も言葉は覚えています。でも、それがどの範囲までとか、その辺になると、相談員の大方は理解できない、解釈できません。14ページの上みたいな表現になれば消費者に対しても説明できるし、消費者も受け止めるのではないかと思います。……」(13頁)

② 第67回会議(平成25年1月22日)

【部会資料56】

第11 売買

3 売主の義務

(2) 売主が買主に引き渡すべき目的物は、種類、数量及び品質に関して、当該売買契約の趣旨に適合した¹⁵ものでなければならないものとする。

(注)上記(2)については、民法第570条の「瑕疵」という文言を維持して表現すべきであるとの考え方がある。

(概要)

本文(2)は、売主が引き渡すべき目的物が種類、数量及び品質に関して、当該売買契約の趣旨に適合したものでなければならない旨を明記するものである。これにより、民法第565条(数量不足及び一部滅失)及び第570条(隠れた瑕疵)の適用場面をカバーするが、後記4で取り上げるように同条の「隠れた」という要件は設けないものとしている。引き渡された目的物が契約の趣旨に適合しないことは、売主の債務不履行を構成する。以下では、引き渡された目的物が契約の趣旨に適合しないことを「契約不適合」と称しているが、「瑕疵」が定着した用語であることを理由に、引き続き「瑕疵」という文言を用いるべきであるとの考え方があるので、その旨を注記している。

(備考) 目的物の契約不適合について

裁判実務における民法第570条の「瑕疵」の有無の判断は、契約の目的を始め契約をめぐる様々な事情により導かれる契約の趣旨¹⁶……を踏まえて、引き渡された目的物が当該売買契

¹⁴ 「売主が引き渡す目的物は、契約において予定されていると認められる(契約の趣旨に照らして備えるべきと認められる)品質、数量等に適合していなければならない」(部会資料43・14頁)。

¹⁵ 部会資料56第11、4(1)では「……引き渡された目的物に前記3(2)に違反する不適合(以下「契約不適合」という。)があるときは……」とされていたが、部会資料59第36、4(1)では「引き渡された目的物が前記3(2)に違反して契約の趣旨に適合しないものであるときは」と改められている。これについては、第71回会議において「契約の趣旨に適合しない」という表現については、前回の案で契約適合性という熟語を用いていたところ、分かりにくいという御指摘、あるいは適当でないといった御指摘を頂いたことを踏まえて、本文の書き方としては全て「契約の趣旨に適合しない」と改めました(議事録15頁・筒井幹事発言)と説明されている。

¹⁶ 「契約の趣旨」については、部会資料53第7、3の備考欄で次のように述べられている:「本文という「契約の趣旨に照らして」とは、当事者が契約をした目的、契約締結に至る経緯を始めとする契約をめぐる一切の事情に基づき、取引通念を考慮して評価判断することを示すものであり、単に契約

約で予定されていた品質、性状等を備えているか否かという観点から行われていると考えられる。そのような判断基準を本文(2)で明記するものとし、それを直截に表現するものとして「契約不適合」という言葉を用いることを提案している（瑕疵は「契約不適合」という表現で置き換えられることになる）。部会第43回会議においては、「瑕疵」という言葉が実務に定着していることなどを理由に、規定上も「瑕疵」という文言を維持すべきであるとの意見があった。しかし、「瑕疵」という言葉は、契約の趣旨に適合するか否かの評価を含まない単なる物理的な欠陥といったイメージを想起しやすく、本文(2)のような、契約の趣旨による規範的な評価を含む概念を示す言葉として用いると、かえって誤解を惹起するおそれがあり、適切でないように思われる。

【議事録】

大島委員「……第二読会の議論の際、私から「当該売買契約の趣旨に適合した」との表現に対して、瑕疵とされないために契約書などの取引関係書類に、当事者の合意事項や目的物の属性を必要以上に細かく記載しなければならないのではないかと懸念を申し上げました。しかし、「契約の趣旨に適合した」という表現は、契約書に何でも書き込めばいいということではなく、当事者が契約をした目的や契約をした経緯など、契約をめぐる一切の事情を勘案して、総合的に評価するものであることを確認させていただきたいと思います。……」(47頁)

筒井幹事「……私自身は、「契約の趣旨」という言葉を使うと、なぜ契約書にたくさん書かなければならないことになるのか、そのような懸念の理由がそもそも分からないと思っております。契約の趣旨という言葉を使うのは、契約書に明記されていないことが考慮されることを明らかにするためです。……このような言葉を使った規定が仮にできたときに、何でも契約書に書かなければなくなるという考えは、誤解にほかならないのであって、正さなければならない考え方なのではないかと思います。契約書に書いたほうがよいというのは、それが必要なことであれば現在でもそうですし、今後もそれは変わるわけではなくて、それは契約の趣旨という言葉を使って規定を設けることとは何の関係もないというのが私の理解です。」(47頁)

岡委員「……〔目的物に契約不適合がある場合の売主の責任¹⁷に関して〕契約不適合という言葉について、まだ、かなり抵抗がございました。……いろいろ考えてみますと、ここで不適合という新たな概念を持ち出す必要は余りないのではないかと。「目的物に前記3(2)に違反する債務不履行があるときは」うんぬんと表現をすれば、誰も文句を言わなくなる可能性があると思います。そこで、契約不適合という概念をわざわざ作る意味がどこにあるのかというのを伺いましたと思いました。……」(51頁)

書の記載内容などといった明示の合意内容のみによって判断するとの趣旨ではない。裁判実務において「契約の趣旨」という言葉が使われる場合にも、おおむねこのような意味で用いられているのではないかと考えられる。このことを明確に表現するために、契約の目的、契約締結に至る経緯や取引通念といった「契約の趣旨」を導く考慮要素を条文上例示することも考えられることから、本文ではブラケットを用いてそれを記載している。」

¹⁷ 部会資料 56 第 11, 4(28-29 頁)

③ 中間試案

【民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明】

第35 売買

3 売主の義務

- (2) 売主が買主に引き渡すべき目的物は、種類、品質及び数量に関して、当該売買契約の趣旨に適合するものでなければならないものとする。

（補足説明）

2 目的物の種類、品質及び数量に関する売主の義務（本文(2)）

(2) 「瑕疵」の判断基準の明確化等

本文(2)では、民法第570条の「瑕疵」という文言に代えて、「瑕疵」に関する解釈の蓄積及び裁判実務における取扱いを踏まえ、「売主が買主に引き渡すべき目的物は、種類、品質及び数量に関して、当該売買契約の趣旨に適合するものでなければならない」として、売主の責任の成否は、目的物の品質等につき契約の趣旨に適合しているか否かによって決せられることを直截に表現するものとしている。これは、以下のような考慮による。

「瑕疵」という言葉は、法律専門家でない者にとってなじみの薄い言葉である上、裁判実務においては、物理的な欠陥のみならず、いわゆる環境的・心理的瑕疵も「瑕疵」に含める解釈がされるなど、現行の実務における「瑕疵」の用語法は、国民一般から見て分かりにくいことは否定し難い。そうすると、法律用語としては定着していると言われる「瑕疵」という用語を条文上維持するか否かにかかわらず、これまでの「瑕疵」についての解釈の蓄積等を踏まえ、その意味内容を可能な限り条文上明らかにする方途を講じることが望ましいと考えられる。

そして、民法第570条にいう「瑕疵」の有無の判断は、より具体的には、目的物が本来備えるべき品質等を確定した上で、その「備えるべき品質等」との対比において、実際の目的物が当該「備えるべき品質等」を有しているかどうかの評価であると考えられる。したがって、瑕疵の意義を条文上明記するのに際しては、「備えるべき性状等」を確定する際に何を基準に求めるかを整理した上で、それを条文においてどのように表現するかを検討する必要がある。

この「備えるべき品質等」をどのように画するかにつき、学説上、いわゆる主観的瑕疵概念と客観的瑕疵概念との対立が言われることがある。……もともと、両者を対立的に捉える必要はないように思われる。……そうすると、瑕疵の存否は、結局、契約の趣旨を踏まえて目的物が有すべき品質、性状等を確定した上で、引き渡された目的物が当該あるべき品質等に適合しているか否かについての客観的・規範的判断に帰着すると考えられ、裁判実務においても、民法第570条の「瑕疵」に該当するか否かは、基本的にこのような手法で判断していると考えられる（最判平成22年6月1日民集64巻4号953頁，最判平成25年3月22日裁判所ウェブサイト等）。

その上で、上記のような解釈の蓄積や裁判実務における取扱い等を踏まえ、「瑕疵」の判断基準を具体的に書き下すこととすることが望ましいと考えられるが、その際に、(注)で

も取り上げたように、「瑕疵」という言葉が法令用語としては定着していることを重視して、「瑕疵」という言葉を維持してその定義として示すことも技術的には考え得る。しかし、「瑕疵」という言葉の難解さに加え、この言葉が場合によっては物理的な欠陥のみを想起させることからすると、適切でないように思われる。部会においても、売主の義務につき、「瑕疵がない目的物を引き渡さなければならない」とするよりも、「売主が引き渡す目的物は、契約において予定されていると認められる（契約の趣旨に照らして備えるべきと認められる）品質、数量等に適合していなければならない」などと表現するほうが分かりやすいとの指摘があった。

以上の考慮に基づき、本文(2)では、「売主が買主に引き渡すべき目的物は、種類、品質及び数量に関して、当該売買契約の趣旨に適合したものでなければならない」として、民法第570条の「瑕疵」の実質的な判断基準を直接に法文上に表現するものとしている。…

(3) 第3ステージ（改正要綱案の取りまとめに向けての審議）

① 第84回会議(平成26年2月25日)

【部会資料75A】

第3 売買

2 売主の義務

(2) 売主は、売買の目的が物であるときは、性状及び数量に関して、その売買契約の趣旨に適合するものを引き渡す義務を負う。

【議事録】

住友関係官「〔上記(2)が中間試案の「種類、品質」から「性状」に改まったことについて〕中身を変えるという趣旨であるわけではなく、「種類、品質」という言葉よりは「性状」という言葉のほうがふさわしいのではないかと考え、「性状」という言葉で提案させていただいております。」

(3 頁)

佐成委員「そのほうが広く、ほかのものを読み込めるという、そういうことですか。どういうことなのか、よく理解できません。「種類、品質」のほうが分かりやすいといえば分かりやすいかなと思っていた……。」(3 頁)

住友関係官「……品質を欠くときというのは常に種類も欠いているような気がしまして、そうすると、従来、瑕疵が通常有すべき性状を欠いているという形で表現されることもありましたが、「性状」というほうがふさわしいのではないのかと考え、このような形で提案させていただきました。」(3 頁)

中田委員「引用しておられる最高裁判決なのですから、ここでは「品質・性能」という言葉を使っていますよね。それも含めて「性状」を選択されたと思うのですけれども、この「性状」という概念は、今回の素案では期間制限とか競売の場合の区別の基準になりますから、非常に重要な概念だと思いますので、はっきりさせたほうがいいと思うのです。」

私の質問は、不適合の中で、権利の内容と数量以外のものは「性状」になるのか、それとも、

「性状」というのは「種類、品質」あるいは「品質、性能」とイコールなのかということです。つまり、後者の場合ですと、すき間ができる可能性があると思うのですが、前者の場合だと引き算ですからすき間ができない……。」(3 頁)

住友関係官「……性状又は数量に関してというふうになっているわけですが、不適合はこの二つのうちのいずれかに分配されるという意図で作成しております、今、中田委員がおっしゃられた最高裁の表現の仕方であれば「品質、性能」に相当するものが、今回の資料でいえば「性状」に当たるというふうに考えておまして、それ以外のものが「数量」に当たるというふうに考えております。」(4 頁)

道垣内幹事「「性状」という言葉にするとということ自体に別に強く反対をするわけではないのですが、品質を欠くときには、種類が異なることになるのではないかとというのは、少なくとも現行の401条の言葉遣いには反していますよね。ですから、それを理由とするというのがよく分からない……。」(4 頁)

住友関係官「〔国連物品売買条約使われている「数量、品質」という言葉とは書き分けたことに何か特に意図があったのかという質問に対して〕特に意図はありません。」(4 頁)

住友関係官「……〔建具のように据付けが目的とされているような売買において、据付説明書に不首尾があった場合は、性状に入るのではなく〕別な義務ではないのでしょうか。」(4 頁)

潮見幹事「……「数量、品質」と表現をした場合に、場合によると、そこから抜け落ちてしまうような不適合があるので「性状」という新しい言葉をお使いになったのか。もしそうであるならば、……例えば先ほどの建具の売買などで、据付けの説明書、組み立て方の説明書に瑕疵があった場合も性状に入れるべきであるということまで、場合によれば含まれる可能性が出てくるのではないかという感じが若干したものですから、そういう積極的な意図を持ってこの言葉をお使いになったということであれば、それはそれとして構いませんが。」(4 頁)

野村委員「「性状」ということばを「種類、品質」を変えたという先ほどの話なのですが、種類というのは性状とは違うのではないかという気がします。例えば、錯誤に関する議論で、昔からある例だと、ある器が花瓶か水がめかというのは、多分種類の問題だと思うのです。しかし、その器が金でできているのか銅でできているのかというのは、性状あるいは品質だと思うのです。そこで、種類ということばを使って、このような条文の表現にした場合に、そもそも売買の目的が物であるときには、そこですでに種類は限定されているというように読むのであれば、性状という表現もありうるかなとは思うのですけれども、種類と品質は同じではないかというのは、説明としてはやや抵抗感があります。」(4-5 頁)

山野目幹事「……自分なりの受け止め方で申し上げますと、……引き算の理解で、(1)¹⁸及び(2)の数量に当てはまらない契約目的物の不適合を「性状」という言葉で受け止めるものではないかというふうに理解してまいりました。

その上で、「性状」の言葉の意味の理解も、解釈に委ねるというお話ですから、……今のような理解を前提にすれば、従来、いわゆる心理的瑕疵と言われてきた問題のような事柄について形成

¹⁸ 「(1) 売主は、移転すべき権利の内容（他人の地上権、抵当権その他の権利の負担の有無を含む。）に関し、その売買契約の趣旨に適合するものを買主に移転する義務を負う。」

されてきた裁判実務上の運用も、今後この概念で受け止めて処理されていくのではないかとともに理解いたしました。……」(5 頁)

岡委員「……いまだに弁護士会では、瑕疵の言葉を本当に変えるのかという声が根強いです。……今の程度の曖昧な定義のまま、「性状に関する契約不適合」というふうなものを要綱案として残すのはとても危険ではないかと思います。」(5 頁)

潮見幹事「……仮に性状というところを引き算型あるいは広く膨らませて考える場合に、……契約目的を達成するために必要な措置を講ずべき義務、いわゆる付随義務の一種ですが、それとの関係というものが一体どうなるのかということが、実際問題としては極めて難しい判断を迫られるのではないかと思います。」

特に、旧来型の言い方をすれば瑕疵担保責任で、……期間制限を別途設けるということであるのなら、契約目的達成のために必要な措置を講ずべきことのようなものを取り込んだ形で契約目的物の「性状」を考えていくということになるならば、そうしたら、この種の事柄も1年間の期間制限にかかります。そうではなくて、これは付随義務の問題であって、そのようなものは「性状」概念には含まれないということであるならば、今回の素案を前提にしたならば、1年の期間制限には引っ掛からない。実際の問題として、どちらからでも捉えられるようなものがこのような形で違った処理になるというのは、解釈の不安定さを招くことにもなりかねないと、若干危惧はします。……」(5 頁)

松本委員「……例えばその製品の使い方についてということであれば、納品後に一種の追完請求のような形できちんと説明してくれということは、契約の趣旨がそうであれば、言えると思います。」

ただ、その説明がなかったことによって、もうすでにけがをしてしまったというような場合は別の問題であって、損害賠償の問題に還元される。一種の安全配慮義務だとか、保護義務違反の問題になるのではないかと思います。」(17-18 頁)

中井委員「その議論を聞いていると、本当に先ほどの引き算論というのは、皆さん一致できるのでしょうか。その引き算の基となるものが何なのかというところが一致しているのかという問題なのかと思いますが、「契約の趣旨に適合する」という言葉のみで全てが包含されて、引くものは、先ほど言うなら数量だけ引いて残りが全部だとなったら、正に今のような付随義務違反などの契約の趣旨に基づいて行われるべき、仮に信義則上の義務も、引いた中に残っているという理屈もあり得ることになる。それは私も……いかにもおかしいように思うのです。そうだとすると、やはり品質、性能、その他性状に類するものに対する、瑕疵担保責任というものであって、それをここでは契約の趣旨に適合するかどうかという言葉で形容されているにすぎないのではないかと。元に戻りますけれども、本当に引き算論でいいのかということ、そのときの基となるものについての共通の理解があるのですかということ、念のために確認をしておきたいと思います。」(18 頁)

鎌田部会長「これは多分、基になるのは物の瑕疵なのだと思うのです。それで、そもそも先ほどの取扱説明書の瑕疵というのは、物の瑕疵に入れるのか入れないのかという、それ自体にも多分争いがあるのだと思うのですが、そこを今回の「性状」という言葉を使うことによって変えてしまおうという意図はないのですよね。伝統的に物の瑕疵と言われていたものをどう表

現するかというところで考えていたのだと思うので、文言を変えたことによって新たな問題が出てきたのではなくて、元々ある問題ではないかという気がします。」(18 頁)

潮見幹事「……ここでの引き算というのも、……物に関連したそういう不適合としてここでは引き算の論議というものを理解するべきではないかと思います。その場合に、……数量とか品質と従来言われてきたカテゴリーでは若干包摂することができないようなもの、……環境瑕疵などといったものが「性状」という言葉を使うことによって、この中に取り込むことができるようになるというだけのことでないでしょうか。そのうえで、「性状」という言葉は機能的に使い勝手がいいと考えていくのか、それはやめておいて、「数量」、「品質」、「種類」という表現にとどめておいたほうが妥当かという辺りに結局は収斂するのではないのでしょうか。」

要するに、引き算と言った場合に、契約不適合に履行不完全の全部が含まれるということではないということでは一致しているのではないのでしょうか。」(18-19 頁)

中井委員「……少なくとも最近の平成 22 年 6 月 1 日の判決とか、平成 25 年 3 月 22 日の判決とかは、いずれも物についての品質、性能を欠いているという表現を使っているのですね。これをあえて「性状」と変えたことが一つの問題を生んでいるのではないか。」

ただ、昨日も弁護士会の議論の中で、やはり品質、性能に含まれないものがあると。例えば四角い窓を作るというのを三角の窓を作った。品質、性能は全く問題ないけれども形状が違うと。これなどはひょっとしたらこれに当たるのかもしれないから、品質、性能よりは少し広い概念として性状はあり得るのだなという意見が出てきて、それほど性状にこだわらなかった。

ただ、今の御議論を聞いていると、やはり従来使われている「品質、性能」というのがありますから、……「品質、性能その他性状」とか、何かもう少しお考えいただいたほうが良いような気がいたしました。」(19 頁)

岡委員「防火扉の説明をしなかった義務違反、あるいは自殺したということを知らせなかった心理的瑕疵、これは、ここにいう「性状及び数量」に関する契約不適合ではないという理解でいいのですか。……」

先ほど鎌田先生が、物に絡むものだけが 2 から 5 までだとおっしゃいました。でも、防火扉の説明義務違反も、自殺したことの説明をしなかったことも、物に関連するといえれば関連するわけですね。……心理的瑕疵あるいは防火扉の説明義務違反は、ここの物の性状又は数量不足に係る契約の趣旨不適合に入らないと、この理解でよろしいでしょうか。」(19 頁)

道垣内幹事「……説明義務の話は、現行法上これまでは 570 条では扱ってこなかったわけですね。他方で、心理的瑕疵の話は 570 条でも扱ってきたわけですね。それがなぜ「性状」という言葉になれば、双方が当然に排除されることになるのかが全然分かりません。」

この会議でだいたいコンセンサスが取れているのは、説明義務の話は原則的には違うよね、でも、ある物の利用に関して必須となるような、例えば使用説明とかそういうふうなものに関しては、その物と使用説明が一体をなして性状を形成しているというときには、場合によっては、性状が契約に不適合であるということになることもあり得るよね、しかし、それは解釈問題で、どこからどこまでが物の不適合で、どこからは説明義務だというふうには、そうクリアには切られない、ただ、完全ないわゆる説明義務というふうに言われてきたようなものはここに入らないね、ということではないかと思うのですが。」(19 頁)

鎌田部会長「私も、先ほど申し上げたのは、基本的に、物の瑕疵と言っているときでも、そこに入るか入らないかの議論がある。それが、契約不適合と言い換えたから、当然に入るようになったり入らなくなったりするのではなくて、同じ議論は同じ議論として解釈論上の問題が残る。そこを、この言葉を変えることで、それを入れたり出したりしようという意図はないのではないかというのが私の理解です。」(20 頁)

② 第 93 回会議(平成 26 年 7 月 8 日)

【部会資料 81-3】

第 5 売買

2 売主の義務

(2) 売買の目的が物であるときは、売主は、種類、品質及び数量に関して、契約の内容に適合するものを買主に引き渡す義務を負う。

(説明)

従前の案である部会資料 7 5 A 第 3、2(2)では、「性状」という文言を用いていたが、一般に使われている用語ではなく、その意味が明解でないなどの指摘があったことから、中間試案第 3 5、3 で用いていた「種類、品質」という文言に改めている。

従前の案である部会資料 7 5 A 第 3、2(1)及び(2)では「契約の趣旨」という文言を用いていたが、これに対しては多義的で意味内容が必ずしも明確でないなどの問題があり、今後、条文中で用いることのできる見通しが立ちにくいことから、素案(1)及び(2)では「契約の内容」という文言を用いることとしている。規律の内容を変更するものではない。売買に関する他の箇所においても、同様の意味で「契約の内容」という文言を用いることとしている。

【議事録】

岡委員「……「契約の趣旨」というのが採用できないという理由はわかりましたが、この「契約の内容」という言葉に変わりますと、契約だけで決まってしまうという心配を弁護士会の多くの者がしております。

従前、契約の一切の事情に基づき、かつ取引上の社会通念を考慮して定まるという合意がこの部会でできていたと思います。この「契約の内容」という表現になってしまうと、取引上の社会通念を考慮する、あるいは照らすという部分が抜け落ちてしまうという心配でございます。ここについて何とかならないかという議論を昨日も随分いたしました。

……帰責事由とか履行不能のところで採用されている「契約及び取引上の社会通念に照らして定まる」をここでも採用し、「契約及び取引上の社会通念に照らして定まる契約の内容に適合した」うんぬんという表現ができないのでしょうかという意見がありました。

それだと少しどぎつすぎるということであれば、……「契約の内容を判断するに当たっては契約の趣旨、目的、及び取引上の社会通念を考慮する」、こういう形で入れられないかという意見も強うございました。

補足説明を見ると、従来の「契約の趣旨」とこの「契約の内容」は変わるものではないと書か

れているのですが、やはり条文になると違うと思います。この「取引上の社会通念」をどこかに入れることについては事務当局としてどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。」(45-46 頁)

筒井幹事「……「契約の内容」という言葉を使うとしたときに、これについて何々を考慮するという修飾語をつけるかどうかということですが、ここでの「契約の内容」が何によって定まるかは、正に契約の解釈そのものです。その契約の解釈についての一般的なルールを設けることは、前回の議論でもなかなか困難であるという一定の結論に至ったところです。そういたしますと、そのうちの一つの要素である「取引上の社会通念に照らして」等ということを書き込むのが適当なのかどうかという点が当然に問題になるだろうと思います。

……もちろんこれまでの議論に表れていたとおり、ここでの「契約の内容」はもちろん契約書の記載によって決まるなどと考えているわけではなく、契約の締結に至る経緯等を考慮して取引通念も参酌して定まるという理解に立っていますけれども、条文表現としては「契約の内容」とさせていただき、そしてそのような考慮が働くことは、例えば債務不履行による損害賠償の免責事由のところなどを参酌しながら解釈していただく、そのことを手がかりに解釈していただくという整理で御理解いただけないかと考えた……。」(46 頁)

中井委員「……契約の内容について懸念点として2点あります。1点はやはり「内容」とだけ書くことによって、ある意味でかねてから言っているガラガラの合意、極論すれば書面による合意のみが考慮されるという懸念です。……実質ここでの理解としては取引の経緯のみならず取引通念が考慮されて決まるのである、ということが理解されているとはいえ、この「契約の内容」という言葉だけになってしまうと、やはりその懸念が拭えない。これが岡委員から申し上げたかったことです。

もう1点は、ここで契約の内容といえ、これは当たり前のことを書いていて、内容に従ったものを供給しなさいよとなり、常に売買においてその内容を探究しないと適合しているか適合していないかが判断できないということになるだろうかと思います。そうすると実際の大量の取引を見たときに個別に品質・性能、ここで言うと種類・品質ですか、について合意していない場面も多々ある。従来の理解としては、特段の合意がなければ目的、対象物が通常有する品質・性能を備えたものを引き渡せば足りるという形で、それ以外に当事者間で合意をすれば、当然その合意に従ったものを引き渡さなければならない、こういうルールだろうと思います。そうしたときに、特段当事者間で合意がない場面で一体どうなるのかというルールがこれでは見えなくなるのではないか。……」(47 頁)

山野目幹事「……ここの議論の経過を知らない人が社会通念に照らし定まる契約の内容に適合して義務を履行せよ、と書かれた文章を見たときに、人々が抱く印象の想像として反対向きのことが私はすごく心配です。それは所詮個人的な語感の感覚の問題だから君のように感ずる人は世の中にはいないと言われてしまうとそうかもしれませんが、社会通念に従って義務を履行せよ、という文章をよく理解しない人が読んだら、ある意味では大変な社会になるような恐れ、そのような社会へ向かってしまう規律として読まれる恐れというものも反対側にあるような気がしますから、そこも先生方に一步踏み止まって考えていただければありがたいと感じます。

……もう少し契約の内容のところを……詳しく書き込んだら、というお話ですが、……いま中

井委員は売買のところについて局地的におっしゃいましたけれども、いわば契約の解釈の一般論の3つあったルールのうちの一部を実質的にはお述べになっているものですね。あれは入れないということを決めたのですが、それをもう1回蒸し返してここでしょうとおっしゃるのであれば、……審議の手順の問題として契約の解釈のルールを実質的にもう1回持ち出すという決断をしない限り、……かなり難しいであろうと私は感じます。」(48頁)

岡委員「……契約の趣旨の定義のところで合意したように、契約の目的、経緯等に基づいた上で、第二次的に控えめに取引上の社会通念も考慮して定まる契約の趣旨ということを示しあげているのです。あくまで契約が第一義的だけれども、補充的な要素として取引上の社会通念を入れるというのが部会の合意だったわけで、取引上の社会通念だけで決めろとは誰も言っていないと思います。」(48頁)

潮見幹事「……まずは通常の性質を見て、特別な合意があったら、それを次に見るというニュアンスでおっしゃられましたけれども、むしろ逆が本来の姿ではないですか。ドイツもそうだと思います。私自身は「契約の内容」と書くことで何も違和感はありません。むしろこう書くべきだと思います。」(49頁)

山本(敬) 幹事「現行法でも、品質に関しては中等の品質とするという規定がありますが、この中等の品質をどう理解するかは、実のところよくわからないし、この規定が実際に使われるケースはほとんどなかったという経緯があります。

そして、売買の目的物一般について、デフォルトルールとして「物が通常有すべき性質」と書くことはできないだろうと思います。それは、対象とされる契約に応じて予定される性質は違ってくるわけであって、「通常有すべき性質」が一体何かは一般的には決まらないと考えられるからです。特に土地のように、汎用性のあるような物では、何が通常有すべき性質か。例えば土地の中に何か埋まっていることはどうなのかということまで考えますと、デフォルトルールを立てきれないだろうと思います。その意味で、言おうとしておられることは理解しますが、それを明文化することは難しいのではないかと思います。」(49頁)

岡委員「……今だって瑕疵というのが明確かと言われると明確ではないのですが、今後はこの物についての契約不適合について種類・品質に関するか関しないかで、期間制限の1年がかかるか、かからないかが決まってしまう。そういう絶大な効果をもたらすときの要件事実として種類・品質という言葉で大丈夫なのかという実務からの不安でございます。

例として言えば居住用建物で自殺していたことを言わなかった場合はどうでしょうか。品質自体には問題はないけれども、やるべき検査をやっていなかった場合はどうでしょうか。後者はかろうじて品質に引っ掛かるのかもしれませんが。実務から見て種類・品質に関してという外縁を、何かわかりやすい形で説明していただきたい。……」(50頁)

住友関係官「……「種類・品質」という用語に負荷がかかるというのは否めないところかと思っていますし、……やるべき検査をやっていなかった例など、種類・品質と一体として考えることができるものはこれに含まれるという解釈の余地が残ることは否めないと思っています。……」(50頁)

住友関係官「以前の部会で、「性状」の用語について御指摘をいただいて、また中間試案で用いていた「種類・品質」の用語に戻したということですが、この中間試案の用語では「品質」には

性能も含めて理解されているものと理解をしております。」(51 頁)

山本（敬）幹事「目的物が物であるときに、「種類、品質及び数量」と書きますと、文言だけを重視して、それに従った解釈をするならば、物自体に内在しているような「種類、品質・数量」が念頭に置かれると思いますが、物そのものでなく、物の外にある環境、特に建物等ですと、日照や通風……、眺望など……のようなものもこの概念に入ってくるかどうかは、強いて言えば、「品質」の解釈に委ねられる。そして、従来、このようなものも含めて瑕疵を語る裁判例があったということは、恐らく今後も解釈上生き残っていくのではないかと思います。これは確認だけをさせていただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。」(51 頁)

住友関係官「いま山本先生がおっしゃられたとおり解釈に委ねられる点があると思っております。」(51 頁)

岡委員「……瑕疵とこの数量、品質に関する契約不適合というのは違うような気がします。実務家からすると、1 年の期間制限をかけていいような不適合と解釈したくなると思います……。

「種類・品質」ということで今後の実務は大丈夫だと皆さん考えているのだったら……、非常に不安を持っております。」(51 頁)

山本（敬）幹事「このような契約不適合、ないしは従来で言う瑕疵担保責任に関しては、今回の改正では、債務不履行責任として構成し直すということですから、今後は債務不履行の一般原則、従って期間制限に関しては消滅時効の一般原則に委ねるべきであって、ここで従来 570 条に規定されていたような短期の期間制限はなじまないし、説明がつかない。ですから、先ほどから岡委員が何度も言われるように、立法理由を適切に示すことはできないのではないかということをも私も申し上げてきました。ただ、非常に残念ではありましたが、この部会での多数の意見は、従来の短期の期間制限をいきなり変えるのは難しいだろうということで、これを残したということです。

そうしますと、説明としては、ここで言う「種類・品質」というのも、基本的には従来の瑕疵担保の規定がカバーしていたものと重なりとみるというような説明をするしかないのではないかと思います。私自身は今なお、このような期間制限を設けることは説明がつかないと思っておりますけれども、説明をするとすれば、今申し上げたようになるのではないかと思います。」(51-52 頁)

③ 第 96 回会議(平成 26 年 8 月 26 日)

【部会資料 83-2】

第 30 売買

2 売主の義務

(説明)

従前の案である部会資料 81-1 第 5、2(1)(2)は、いわゆる契約責任説の立場から、売主には契約の内容に適合した物や権利の移転義務があることを明示するものであった。しかし、「3 売主の追完義務」¹⁹⁾において、特定物売買だとしても、引き渡された目的物が種類、品質又は数

¹⁹⁾ 部会資料 81-1 第 5、3 「(1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合

量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、売主には修補義務があること等を明記していることから、従前の案における上記規定はこれと重複している旨の指摘がある。そこで、これらは取り上げないこととした。

【議事録】

鹿野幹事「……第30の2のところで、契約の内容に適合した権利を買主に移転する義務についての従来の提案を削除するということについては、非常に疑問を覚えます。しかもここでは、従来の提案について内容的な異論が出されたからということではなく、内容的には恐らく異論はなかったのだと思うのです。この点が特に問題だというのは、ここでは従来のいわゆる特定物売買におけるところの法定責任説の考え方は採らないのだという重要な意味合いがあるからです。……この第30の2では、従来からの解釈論の経緯もあるので、その一番重要なところをきちんと明確にしておく必要性が特に高いのではないかと思います。……」(48頁)

④ 要綱案

以上の議論を経て、部会第99回会議（平成27年2月10日）において、最終的に以下のような要綱案が決定され、現在の562条1項へと至っている。

【民法（債権関係）の改正に関する要綱案】

第30 売買

3 売主の追完義務

売主の追完義務について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

〔未完〕

しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。……」